

令和 8 年度土木工事に関する説明会

建設業の労働災害防止について

兵庫労働局 労働基準部 安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

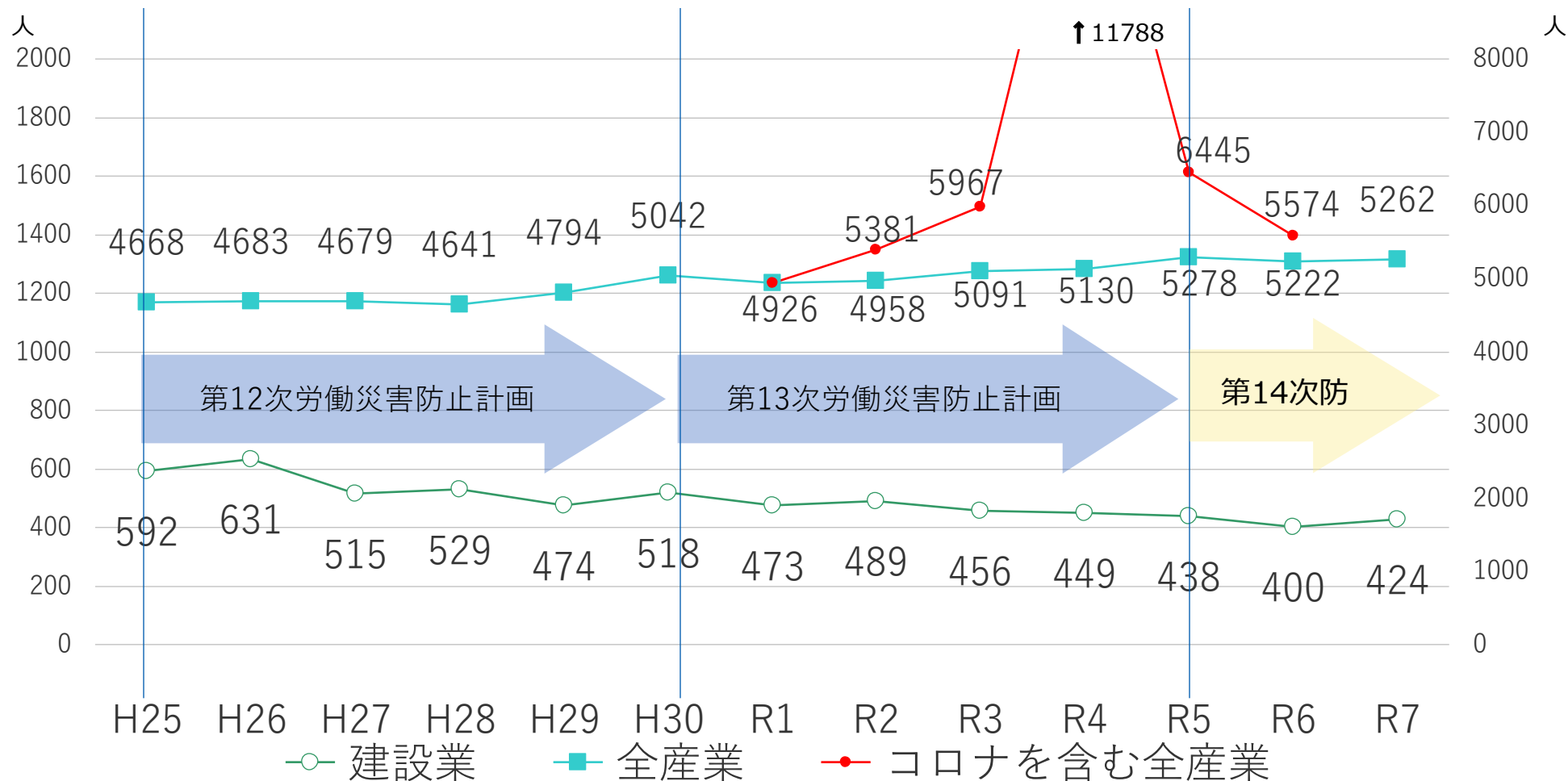
説明内容

- ・ 建設業における労働災害発生状況
- ・ 第14次労働災害防止計画
- ・ 建設業における安全衛生対策の推進

建設業における労働災害発生状況

※労働者死傷病報告による統計

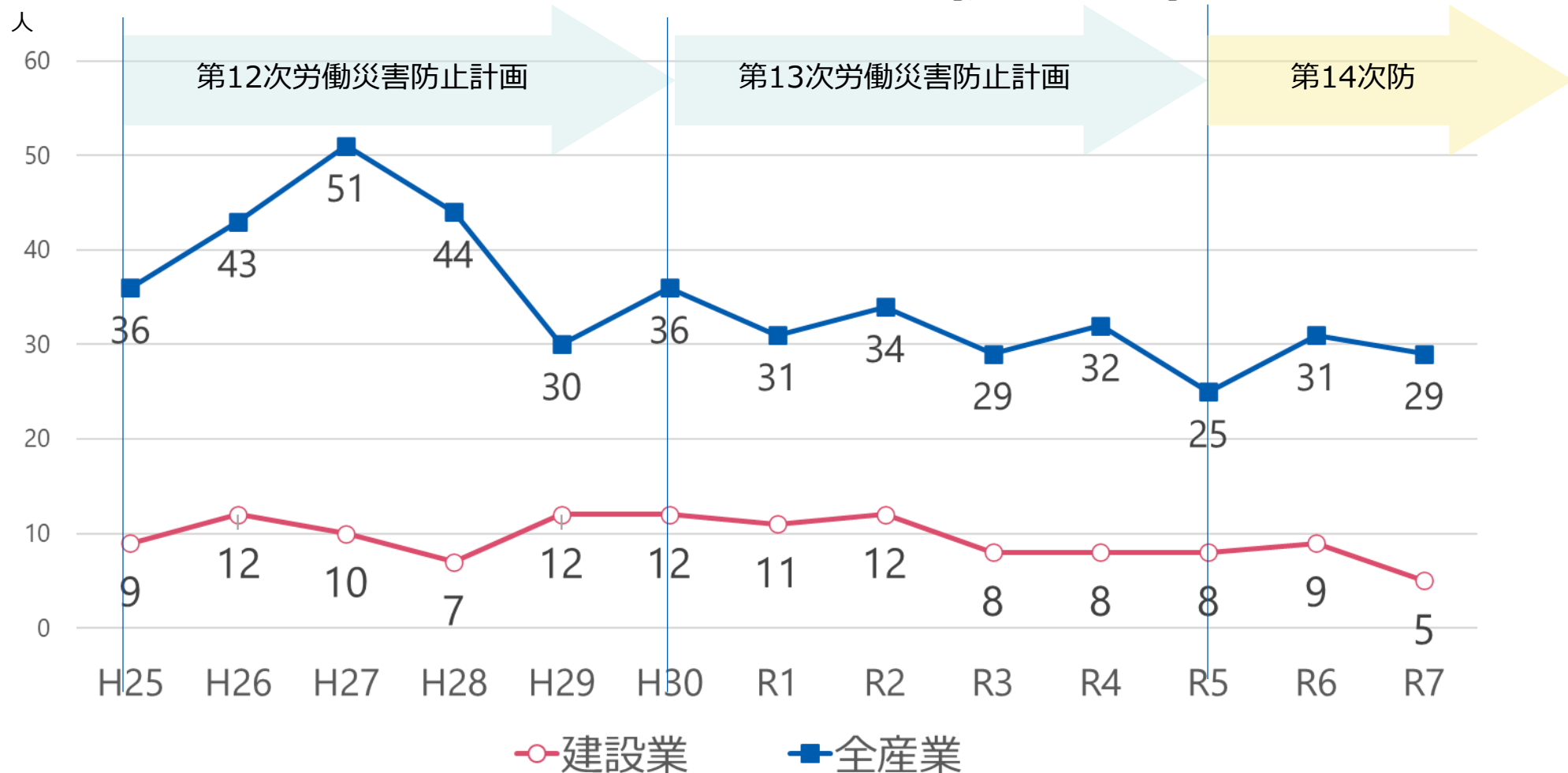
兵庫県下 労働災害発生状況（死傷災害）



建設業における労働災害発生状況

兵庫県下 労働災害発生状況（死亡災害）

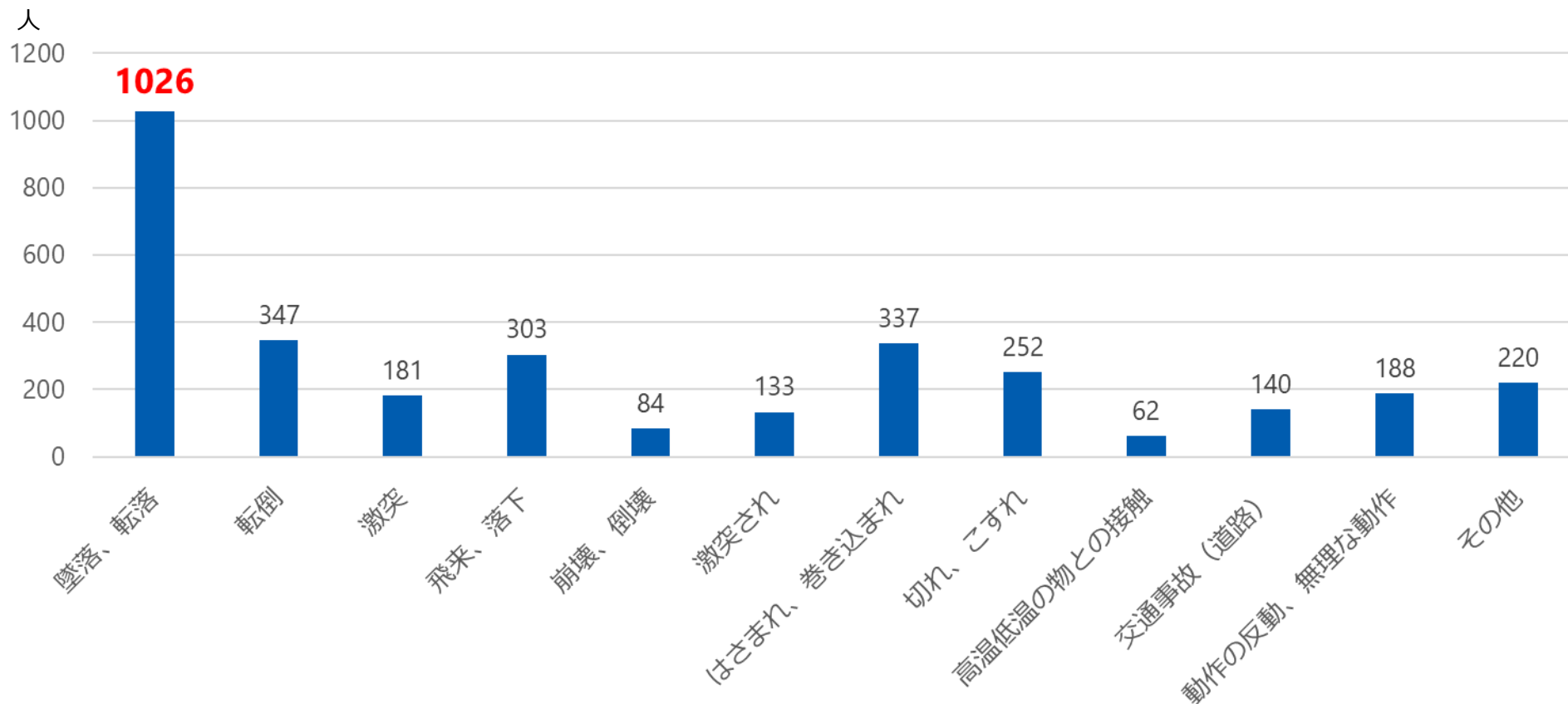
※労働者死傷病報告による統計
※コロナリ患を除く



建設業における労働災害発生状況

※労働者死傷病報告による統計
※統計確定後の報告を含む

兵庫県下 建設業災害統計（R01～R07） 3273件



建設業における労働災害発生状況

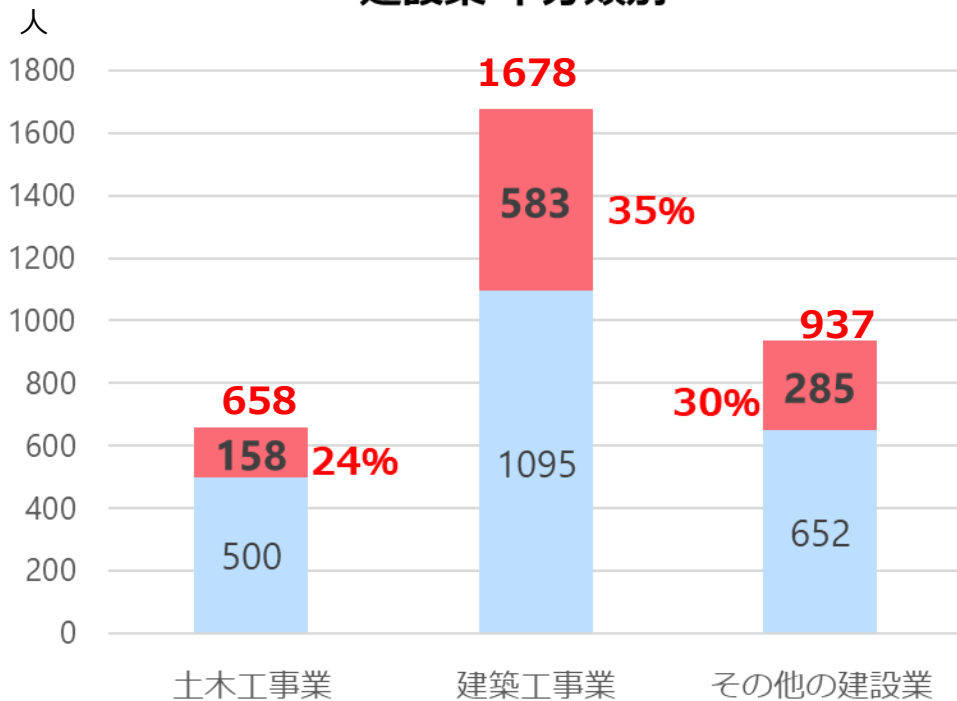
兵庫県下 建設業災害統計

(R01～R07) 3273件

(うち墜落災害1026件)

※労働者死傷病報告による統計
※統計確定後の報告を含む

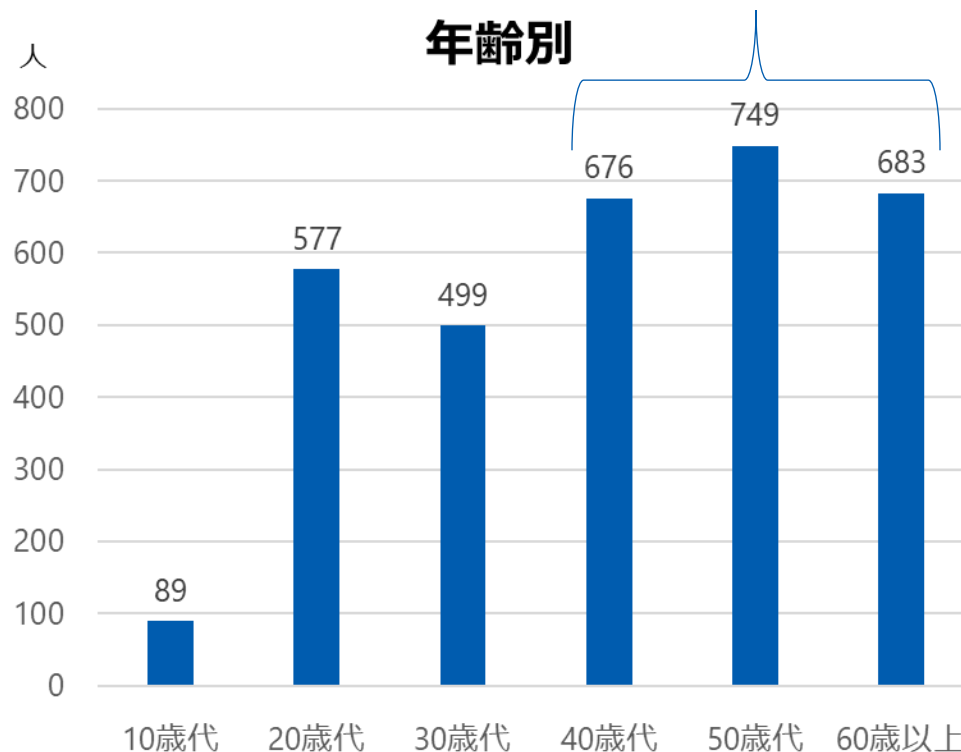
建設業 中分類別



■ その他 ■ 墜落

40歳代以上 = 2108件 (約64%)

年齢別



2025年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

①墜落、転落（開口部）技術者50代 3月

汚水貯留槽内で検査業務を行うため、被災者が当該槽内に設置している仮設足場の作業床上へつながるはしごを降りていたところ、はしごの最下段と作業床の間でバランスを崩して作業床上で転倒し、作業床端部の開口部から約2.5メートル下のコンクリートの床面へ墜落した。

②崩壊、倒壊（機械装置）電工 50代 5月

作業員3人で、制御盤（約640kg）の搬入作業を行っていた。制御盤の位置を調整するため、ジャッキで上げた制御盤を台車に乗せようと、2名の作業員がジャッキを下ろした際に制御盤が倒れ始め、制御盤を支えていた被災者に激突した。被災者は、制御盤に胸から下を挟まれた。

2025年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

③交通事故（トラック）とび職 20代 4月

他府県の事業場の事務所から県内の工事現場に向かう途中、3名乗車していたトラックが単独事故で横転し、後部座席の被災者は車外に投げ出され死亡した。

④激突され（建設機械等）技術者 40代 10月

被災者が、ドラグ・ショベルのバケット先端部に取り付けたつりチェーンの付替え作業をしていたところ、ドラグ・ショベル運転席にいた作業員が被災者を手伝うため、運転席から離れようとした際、運転席内の操作レバーに接触し、誤作動によりドラグ・ショベルのバケットが旋回して被災者に激突した。

2025年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

⑤有害物等との接触（物質、材料）技術者 20代 11月

小学校改修作業中、運動場のトイレ内で倒れている被災者が発見された。室内には内燃機関を動力源とする発電機があり、一酸化炭素が発生していた。

2026年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

①墜落、転落（足場）とび工 30代 1月

建築物の解体工事現場において、被災者を含めて5名が解体する建築物の西面に一側ブラケット足場を組み立てていたところ、組み立て中の足場の5層目で足場材料を下方より受取り、組み立てを行っていた被災者が約10m下の足場に墜落した。

②墜落、転落（足場）塗装工 60代 3月

高さ約9mの戸建住宅の改修工事において、防水工事を請け負う業者の事業主と被災者が、屋上の空バケツを荷下ろしするため一側足場上で受け渡しをしていたところ、被災者が高さ約4mの足場3段目から墜落したものの。

2026年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

③墜落、転落（作業床）板金工 40代 4月

高速道路保全工事で排水管を取り替える作業において、高所作業車上で高さ約6メートルの箇所から作業床に移ろうとした被災者が、高速道路上に墜落。直後に料金所に進入してきた2tトラックに轢かれたもの。

④その他（その他の起因物）技術者 50代 4月

社内運動会で「パン食い競争」に参加した被災者が、喉にパンを詰まらせ救急搬送されたが、数日後に死亡したもの。

2026年 建設業死亡災害発生状況（兵庫）

⑤激突され（金属材料）鉄骨工 50代 5月

建築現場で作業中に、長さ約10メートル、重さ約4トンの鉄骨が倒れて、作業員1人が下敷きになったもの。

⑥崩壊、倒壊（移動式クレーン）作業者 20代 6月

浮きクレーンの吊り具であるグラブバケットを壁にもたれかけさせるように置いていた状態で、同バケットに取り付けていたワイヤーロープを外す作業をしていたところ、同バケットが崩れ、同バケットと壁面の間にいた被災者が押しつぶされたもの。

第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点事項

① **自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② **労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**

③ **高年齢労働者の労働災害防止対策の推進**

④ **多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**

⑤ **個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**

⑥ **業種別の労働災害防止対策の推進**
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ **労働者の健康確保対策の推進**
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ **化学物質等による健康障害防止対策の推進**
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標①

アウトプット指標

アウトカム指標

(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（重点対策②）

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進（重点対策③）

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（重点対策④）

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進（重点対策⑥）

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標②

アウトプット指標

アウトカム指標

(オ) 労働者の健康確保対策の推進（重点対策⑦）

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

—

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進（重点対策⑧）

- 労働安全衛生法第57条と第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（SDS）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする。とともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。

- 増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。
※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）

建設業対策

アウトプット指標

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

アウトカム指標

建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

建設業者の取組事項

1. 墜落・転落災害防止対策の徹底を図るため、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
2. リスクアセスメントに関する教育や啓発活動を行い、労働者や関係者の理解と意識向上を図る。
3. 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」を実施する。
4. 改正労働安全衛生規則に基づく本足場の設置、指名者による足場の点検を確実に実施する。
5. 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の確実な実施、労働災害防止に関する標識、掲示等の「危険の見える化」の普及等、建設現場における統括安全衛生管理に取り組む。
6. 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において、足場の設置が困難な場合における適切な墜落制止用器具の取付設備の設置とフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する。

建設業における労働災害防止について

令和8年3月30日付け「基安安発0330第1号、基安労発0330第1号、基安化発0330第1号」通達

「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について」



以下は「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」より一部抜粋加工し、事業者が行うことについて記載しています。

建設業における労働災害防止について

1 墜落・転落防止対策

建設業における労働災害による死亡者数（死亡災害）の約3割、休業4日以上労働災害による死傷者数（死傷災害）の約3割を占める墜落・転落災害を防止するため、次の対策を推進する。

（1）足場等からの墜落・転落防止対策

幅が1メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、安衛則に基づく各種措置を講ずるとともに、「手すり先行工法等に関するガイドライン」及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（以下「推進要綱」という。）に基づく「より安全な措置」等を適切に講ずること。

また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントとその結果に基づく措置に取り組むこと。

さらに、推進要綱に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、同推進要綱の別紙「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用した十分な知識・経験を有する者による足場の組立て等後の点検を行うこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、建設業労働災害防止協会が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施すること。

※ガイドライン本文
改正「手すり先行工法等
に関するガイドライン」



「足場からの墜
落・転落災害防止
総合対策推進要
綱」



※リーフレット
「足場からの墜落
防止措置が強化さ
れます」



足場からの墜落防止措置が 強化されました

手すり先行工
法等に関する
ガイドライン



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行しました。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

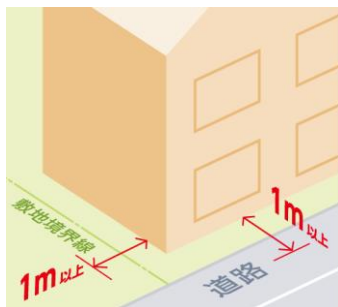
建設業における労働災害防止について (足場からの墜落防止措置が強化されました)

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

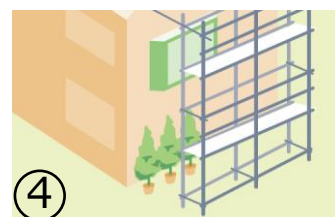
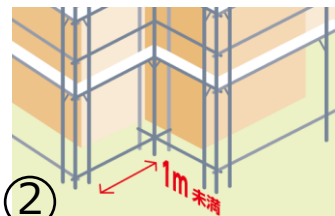
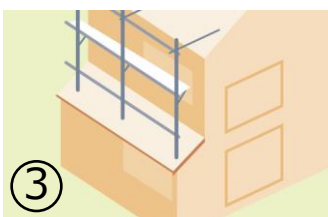
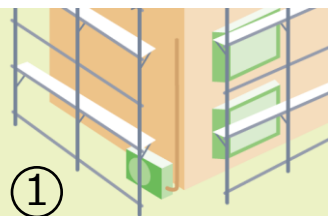
R6.4.1
施行

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点



● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは



2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1
施行

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、足場の組立て等作業主任者等の十分な知識・経験を有する者等を指名することが適切であり、併せて「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

建設業における労働災害防止について

(2) はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。

※リーフレット

「はしごを使う前に／脚立を使う前に」



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」



(3) 墜落制止用器具の適切な使用

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し必要な措置を講じること。また、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発 0622 第2号）



※規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について

令和4年

令和5年

令和6年



*令和7年は「規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について」報道発表なし

建設業における労働災害防止について

移動はしごの使用時の注意事項

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）。
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか。
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか。
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



建設業における労働災害防止について

脚立の使用時の注意事項

労働安全衛生規則第528条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない

開き止めが正しく機能して固定されていること

・脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること

変形や割れなどが無いこと

・踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること

脚立の設置場所は砂利等がなく水平面であること

滑り止め等があること

不安定になるので天板には絶対に上がらないこと

接続部に破損等がないこと

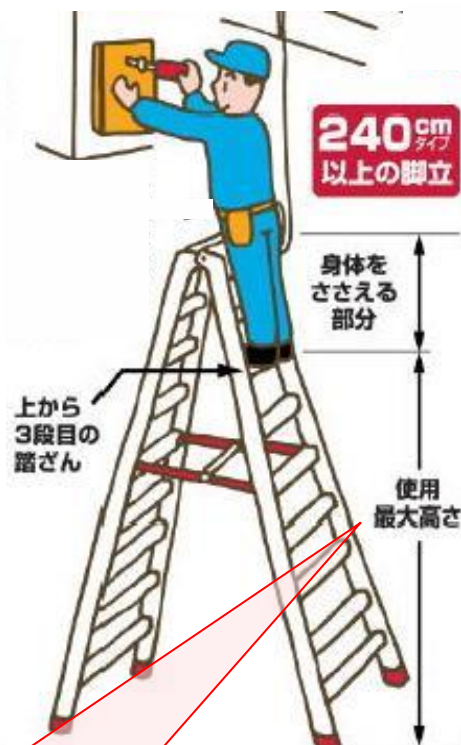
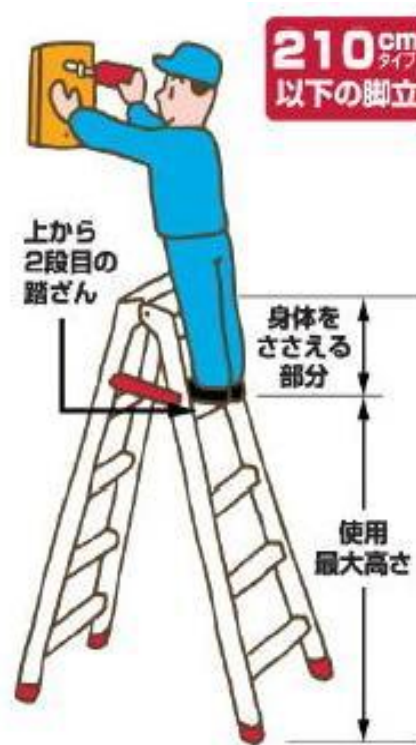
・丈夫な構造とすること
・材料は、著しい損傷、腐食がないものとする

表示に従って使用すること

補強材に破損等がないこと

角度は75度以下とすること

注：脚立の一般的な内容を示したものです



©軽金属製品協会

※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく墜落制止用器具も着用しましょう！

建設業における労働災害防止について

2 高年齢者の労働災害防止対策

高年齢者の労働災害防止のための指針（令和8年2月10日公示第1号）に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、事業場の実情に応じて国や関係団体等の支援を活用し、労働者とも連携・協力して取組みを進めること。
請負業者においても、元請業者と連携しつつ、この指針を参考に高年齢者の労働災害防止対策に取り組むこと。

※厚労省HPサイト
「高年齢労働者の安全衛生対策について」



「高年齢者の労働災害防止のための指針」について（公示）



※厚労省HPサイト
「エイジフレンドリー補助金」（*受付期間は5/20～10/31まで）



3 外国人労働者の労働災害防止対策

外国人労働者に対する安全衛生教育では、「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページに掲載された教材を参考に、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

※厚労省HPサイト
「外国人労働者の安全衛生対策について」



4 一人親方等の安全衛生対策

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律により、令和8年4月から、元方事業者が行う統括管理（*協議組織の設置及び運営、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、安全衛生教育の指導・援助など）の対象が労働者だけでなく、一人親方等の労働者以外の作業従事者に拡充しております。

については混在作業による災害防止の徹底を図るようお願いします。

建設業における労働災害防止について

5 転倒災害の防止

リーフレット等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。

※リーフレット
「労働者の転倒災害
(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう)」



6 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号、平成 30 年 6 月 1 日最終改正)に基づく措置を適切に講ずること。とりわけ、建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者に協力すること。

※リーフレット
「交通労働災害防止
のためのガイドライン」



7 建設機械等による労働災害防止対策

労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、労働安全衛生規則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

建設業における労働災害防止について

8 荷役作業における労働災害防止対策

改正安衛則（貨物自動者関係）に基づき、昇降設備の設置及び保護帽の着用の徹底を図るほか、必要な労働者に対しテールゲートリフターの操作に係る特別教育を実施すること。また、リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和3年1月18日付け基安安発0118第2号）に示す取組を実施し、荷役災害防止対策を適切に講ずること。

※リーフレット
「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」



※リーフレット
「荷役作業の安全確保が急務です！」



9 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策

建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、「未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル（警備業編）」（令和元年）を活用すること。

※厚労省HP
未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル



建設業における労働災害防止について

10 熱中症対策

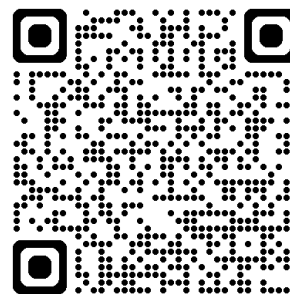
令和7年6月1日に施行された、熱中症対策にかかる改正省令に留意し、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係者への周知」を実施すること。

令和8年3月制定の「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。



※兵庫労働局HP
職場における熱中症予防対策

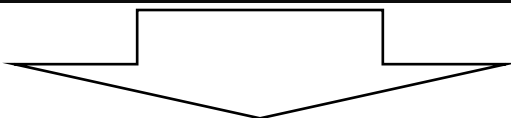


建設業における労働災害防止について

(熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について)

職場における熱中症による死亡災害の傾向（全業種）

- 死亡災害が2022年～3年連続で30人を超えております。2025年は死亡者数は19人と減少しましたが、死傷者数は1803人となり、2024年に比べ43%も増加しました
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍となっております
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念があります
- **死亡災害のほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」となっております！**



早急に求められる対策

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」や「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要です

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました



職場における熱中症による死傷者数の推移（2016年～2025年）（人）

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,257 (31)	1,803 (19)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン



建設業における労働災害防止について

(熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について)

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業員」

②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱

②身体のコールド

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月15日

(2) 施行日 令和7年6月1日

建設業における労働災害防止について

11 化学物質による健康障害防止対策

建設業においても、塗装作業等に使用する製剤など、化学物質を用いることから、店社ごとに**化学物質管理者**を選任し、使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。その際、建災防が作成する化学物質管理マニュアル等を必要に応じ活用すること。

また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。さらに、保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに**保護具着用管理責任者**の養成に留意すること。

12 石綿健康障害予防対策

石綿障害予防規則に基づき、建築物・工作物の解体・改修工事前の有資格者による石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の労働基準監督署長への報告、事前調査結果の作業場への掲示、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底すること。

また、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に基づく労働者の石綿ばく露防止措置の徹底を図ること。

リーフレット
「労働安全衛生
法の新たな化学
物質規制」



建災防HP
「建設業にお
ける化学物質
管理」



リーフレット
事前調査は
「建築物石綿
含有建材調査
者」が行う必
要がありま
す！



リーフレット
「令和 8 年
(2026 年)
1 月 1 日以降
着工の工事か
ら、一部の工
作物の石綿事
前調査には資
格取得が必要
になります」



ご清聴ありがとうございました。